

給食施設調査票 記入要領

1. 施設の種類

- ・該当する施設の種類に☑してください。（併設施設がある場合は、主たる施設の種類）区別の仕方は、裏面を参考にしてください。

2. 施設の名称

- ・特定給食施設開始届(または変更届)による正式名称を記入してください。
【例：○○法人 △△会 施設名】

3. 管理者名（施設長）

- ・管理者名を記入してください。

4. 施設所在地、電話番号

- ・通称ではなく、正確な町名及び番地まで記入してください。

5. 設置者名及び住所

- ・公立の場合は、「厚生労働省」「福岡県」「市町村名」を記入してください。
- ・法人の場合は、その名称、代表者氏名及び住所を記入してください。
- ・個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。

6. 給食開始年月日

- ・特定給食施設開始届による給食開始日を記入してください。

7. 経営方法

- ・直営、委託、一部委託のいずれかに☑してください。
- ・直営で施設外調理による食材搬入がある場合は有に☑し、業者名を記入してください。
- ・委託・一部委託の場合は委託先の名称、所在地、電話番号を記入し、業務委託内容については、該当する項目に☑を記入するとともに契約書の写しを添付してください。
なお、業務内容により複数の会社に分けて委託をしている場合は、様式をコピーし該当項目に記入するなど業務委託の状況がわかるようにしてください。

8. 給食部門組織

- ・管理者（施設長）から給食管理者、給食部門の組織について、系統を図示してください。（委託先も含めてください）また、衛生責任者を○で囲んでください。

9. 給食形態

- ・いずれかに☑をして下さい。その他の場合は（ ）内に具体的に記入してください。

10. 1日給食数 ※併設施設分は除く

- ・2月15日現在（土・日・祝日に当たる場合は一番近い平日）の1日の給食数を記入してください。
- ・入所者、患者、利用者の給食数は、「3歳未満児」「3歳以上児」「離乳食」「一般食」「特別食」のように対象の形態（種類）別に記入し、職員は職員食の欄に記入してください。

※その他におやつ、食数にミルクは含みません。職員食は食数に含みます。

※「通所リハビリテーション」「デイサービス」「配食サービス」等は入所者、患者、利用者給食数とは別に記入し、週の開設日数、2月15日現在（土・日・祝日に当たる場合は一番近い平日）の食数を記入してください。【例：週5日昼と夜の配食サービスの場合（5日/週実施、朝0食、昼10食、夕8食）】なお、併設施設の給食数は「14. 併設施設がある場合」の給食数欄に記入ください。

11. 栄養ケア・マネジメントの届出

- ・介護保険適用施設及び社会福祉施設で、栄養ケア・マネジメントが適用される施設のみ記入してください。

12. 許可病床数

- ・病院は、許可病床数を記入してください。

1 3. 入所定員数

- ・病院以外の施設は入所定員数を記入してください。

1 4. 併設施設

- ・特定給食施設の届出をしていない他の施設の給食を同じ調理施設（厨房）で作っている場合は、併設施設として名称、管理者名、所在地・電話番号、入所定員数、施設の種類、給食開始年月日、1人1日分の食材料費、給食数を記入してください。

- ・記入欄が不足する場合は、同様の様式のものを作成し添付してください。

1 5. 共用施設

- ・特定給食施設の届出をしている他の施設と調理施設（厨房）を共用して使用している場合は、共用している施設の名称と所在地、電話番号を記入してください。

- ・記入欄が不足する場合は、同様の様式のものを作成し添付してください。

1 6. 給食従事者(裏面)

- ・管理栄養士・栄養士は管理栄養士、栄養士の順に記入し、調理従事者は調理師、その他の調理従事者の順に記入してください。また、それぞれの合計人数を（　）に記入してください。
- ・調理従事者については、施設内で従事している者を記載してください。
- ・栄養士の資格の者は「栄」に○をつけ、管理栄養士の資格を有している者は「管栄」のみに○をつけてください。
- ・雇用では施設に雇用されている場合は「施」に、委託会社に雇用されている場合は「委」に○をつけてください。
- ・勤務形態では「常勤」「常勤以外」のどちらかに○をつけてください。
- ・兼務先の有無について、どちらかに○をつけ、有の場合は兼務先の名称を記入し、主たる勤務が「自施設」か「兼務先」のどちらかに○をつけてください。
- ・調理従事者は調理師の資格の有無に○をつけてください。
- ・記入欄が不足する場合は、同様の様式で作成し添付してください。
- ・栄養士、調理師等の資格については、現在従事している業務の資格で計上してください。

施設の種類

<1学校> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条の2に規定する専修学校及び第134条第1項に規定する各種学校。学校給食センターも含む。

<2病院> 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院。

<3介護老人保健施設> 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設。

<4介護医療院> 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定する介護医療院。

<5老人福祉施設> 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3規定する施設。

<6児童福祉施設> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する施設及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの。

<7社会福祉施設> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する施設並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く）。

<8矯正施設> 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）並びに少年院法（昭和26年法律第59号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所。

<9寄宿舎> 学生又は労働者を寄宿させる施設。

<10事業所> 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表1に規定する事業所又は事務所で、「1学校」から「9寄宿舎」までに該当しないもの。

<11一般給食センター> 特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設であって、「1学校」から「10事業所」までに該当しないもの。

<12その他> 「1学校」から「11一般給食センター」まで以外の施設。なお、「認定こども園」については、元の施設の分類とし、該当がない場合はその他とする。